

消費税の転嫁及び表示方法の決定に係る 共同行為(カルテル)の申請を決議

— 11月7日 —

平成25年11月7日(木)東京アーバンネット大手町ビル東京會館に於いて午前10時30分より正・副会長会議を開催し、この後行われる理事会の運営内容について確認を行った。11時30分より昼食後直ちに理事会が開催され、上半期の活動報告の中で、最初に消費税転嫁対策特別措置法に基づき「消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為(カルテル)」を日食協が地域卸同業6団体と連動、代表申請団体として公正取引委員会に申請することを審議し決議された。この他協会の運営の効率化を目指す定款の一部変更案等について審議された。

開催日時 平成25年11月 7日(木)11時30分～13時15分

場 所 レベル21 東京會館 シルバールーム
東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネットビル 21階

議 案 第1号議案

上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

(1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について

- ・消費税転嫁対策特別措置法に基づく共同行為の実施届出に関する件
- ・定款の一部変更の件
- ・その他

(2) 上半期収支決算報告

(3) 監査報告

(4) その他

第2号議案 その他

開 会 奥山専務理事の司会により開会、はじめに配布した資料を確認、続いて國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「ひと言ご挨拶をさせていただきます。本日はご多忙のところ、またご遠方からもご参集をいただき誠にありがとうございます。また、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局食品製造卸売課の平山課長補佐様と上田様にご出席をいただき、有難うございます。

皆様方には日頃から日食協に対しまして、各地でいろいろお世話になっ



理事会で挨拶する
國分勘兵衛会長

て居りますことを御礼申し上げます。

さて 来年4月より消費税が3%増税になりまして、合わせて8%の消費税が付加されることとなります。ご承知の通り5兆円規模の景気対策も織り込むということになっておるところでございます。しかしこれがどのようになっていくか、これからいろいろ問題が出て来るところではないかと思っております。食品流通業界では小売業界の段階で、本体価格表示をベースにするか、現行の総額表示を継続するか、その後の増税も考えてなかなか足並みがそろわないというようなことになっております。

新聞などを見ますと、本体価格と別にする外税方式の方がだいぶ多くなっているような感じもしますが、まだ全部出揃った訳ではありませんのでどの様になるか微妙なところであります。その中でPB商品の拡大が進むのではないかという見方も多い訳でございます。円安による原料高、コスト増による値上げ問題も加わり流通の問題は非常に複雑で、増税後の景気がどの様になっていくかが懸念される所です。

市場規模が広がらない、むしろ縮小するというような傾向にある訳ですが、その中で需給がアンバランスとなっており、シェア競争が進み経営が厳しい状況になっております。デフレ脱却のためには、製販共に量より質の転換がより求められる状況になって来ていると思っております。

量を求めるか、質を求めるか、ブランドや品質で売るか、価格で売るか、業界の発展・安定を考えるとみんなでこの辺のところを良く判断していく時期になってきたのではないかと思います。

本日は 日本加工食品卸協会の本年度の上半期の報告と、下半期の活動計画についてお図りしたいと思っております。そして加工食品業界として消費税の増税に対し”消費税転嫁対策特別措置法”に基づくカルテルの申請についてご検討をいただきます。我々の業界は中小企業業者が3分の2以上で構成されており、且つ、食品流通業界では大きな市場規模を担っております。

業界として、公正・適切な消費税の増税の運営対策を統一して表明し、団結することが業界として健全な発展に資すると考えてこれまで事務局その他で検討して参りましたので宜しく願い致します。

そのほか、協会の運営の効率化を目指しました定款の変更・改定等をお図りしたいと思っております。

簡単ではありますが開会のご挨拶に替えさせていただきます。」

続きまして、司会者より本日の来賓者を紹介する。

農林水産省食料産業局製造卸売課 課長補佐 平山 治 様
同じく 当協会担当窓口係長 上田 麻由子 様

引き続き来賓を代表して、農林水産省食料産業局食品製造卸売課平山課長補佐から最近の農林水産省や食品業界を取り巻く情勢について紹介があり、特に「介護食品の在り方に関する今後の進め方」について一層の理解と協力の要請があり、最後に、日食協の益々の発展と参加役員のご健勝を祈念され挨拶を終えた。



ご来賓の挨拶をする農林水産省食料産業局食品製造卸売課 平山課長補佐

出欠状況 理事総数 23名 出席理事21名・欠席理事 2名
監事総数 2名 出席監事 2名 計 23名

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに慣例に則り、議長に会長を推挙して議事の進行をお願いする。

それを受けて議長は議事に入った。

第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

①会員動向の件

②消費税転嫁対策特別措置法に基づく共同行為の実施届出に関する件

共同行為申請の理由及び経緯、「消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書(案)」「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会 会則(案)」と「委員(案)」について説明、また日食協が代表申請団体となり、中部食料品問屋連盟・大阪府食品卸同業会・長野県食品問屋連盟・神奈川食品卸同業会・静岡食品卸同業会・新潟県食品卸協会と連動して、公正取引委員会に「消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為の実施届出書」を提出することを報告した。

ここで議長は、本日の最重要案件である消費税転嫁対策特別措置法に関するカルテルの件について、意見・発言を求めた。

荒木理事より各支部ではどのような対応をすればよいかとの質問があり、当理事会において承認が得られれば各支部はこれについての決議は必要ないことを説明し了解を得る。

議長は他に意見等がないので賛同をいただけるかどうかを図り全員の拍手と異議なしの声で当案件に関して了承を得、消費税転嫁対策特別措置法による共同行為の実施届出書を提出することを決議した。

③定款の一部変更について

当協会の運営効率化に関する定款の一部変更の内容のなかで、総会及び理事会における会長不在時の対応について、明確に「予め決められた順に従い副会長が代行する」という表現にした方が、よろしいのではないかと加藤理事の意見により、次回の理事会で事務局より修正案を再提出することで賛同を得た。

④平成26年度 税制改正等に関する要望書について

⑤環境自主行動計画についての調査票提出の内容骨子について

⑥製造業者との取引の公正化について

⑦新型インフルエンザ対策について

⑧納品期限の見直しに関する実証事業の開始について

以上の項目が順を追って説明された。

同時に上半期の収支決算の内容を説明し、更に、10月22日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、升本 正 監事は「去る10月22日に実施した監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、事務局より報告があった全ての事業活動及び収支決算の内容に対しての質問・意見等求めたが、異議なしの掛け声を以って承認された。

第2号議案 その他

議長は、用意した議案は以上であるが他に何か意見・質問等が有ればと声を掛けたところ何も無かったので、事務局より連絡事項があればお伝えするよう指示があり事務局より今後の理事会の開催予定は

正・副会長会議及び理事会 平成26年 3月26日(水)

平成26年 4月17日(木)

であることが報告され 13時15分 閉会となる。

以 上



理事会 会場

様式第1号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成25年11月18日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 一般社団法人日本加工食品卸協会
 住 所 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
 代表者の氏名 國分 勸兵衛



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	イッパンシャダンホウジンニホンカコウショクヒンオロシキョウカイ
(1) 名称又は氏名	一般社団法人日本加工食品卸協会他6団体
(2) 事務上の連絡先	住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階 電話番号 03-3241-6568 部署・担当者名 一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事 奥山 則康
(3) 参加事業者等の概要	全国の加工食品卸事業者
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他
(5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	一般社団法人に関する法律（平成18年法律第50号）
(6) 参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認	① 参加しようとする事業者の数 名 うち3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 7団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	加工食品全般
(2) 共同行為の内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他 <small>単位 0.1円</small> <small>単位 0.001円</small>〕 (整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する)</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他〔具体的に ()〕</p>
(3) 共同行為の実施期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 有→〔協議会の設立及び過剰金(10万円以下)の徴収〕</p> <p><input type="checkbox"/> 2 無</p>

3 その他参考事項

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

10(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。

(2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数	構成事業者のうち中小事業者の割合(該当する□にレ印を入れる)	
1	(一社)日本加工食品卸協会	一般社団法人に関する法律	東京都中央区日本橋本町2-3-4	國分勘兵衛	133社	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
2	中部食料品問屋連盟	—	名古屋市北区名駅5-18-9 中部食料品新聞社内	永津邦彦	30社(正会員39社中、国分(株)中部支社他8社除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
3	大阪府食品卸同業会	—	大阪市北区菅原町8-11 大阪海苔会館内	大釜賢一	19社(正会員27社中、国分(株)近畿支社他7社除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
4	静岡食品卸同業会	—	静岡市葵区沓谷5-10-5 ヤマキ(株)内	山口茂	8社(正会員14社中、国分(株)静岡支店他5社を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
5	長野県食品問屋連盟	—	長野市南長町1099 西智ビル日本食糧新聞社長野支局内	原田文彦	8社(正会員10社中、(株)日本アクセス長野支店他1社除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
6	神奈川県食品卸同業会	—	横浜市中区羽衣町2-7-10 関内駅前マークビル9F 神奈川県国分(株)内	高木一夫	10社(正会員19社中、(株)日本アクセス神奈川支店他8社を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満
7	新潟県食品卸協会	—	新潟市西区流通センター3-1-1(株)新潟リョウソク内	本間孝之	15社(正会員20社中 加藤産業(株)新潟支店他4社除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2以上	<input type="checkbox"/> 3分の2未満

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「—」と記載すること。

様式第2号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成25年11月18日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 一般社団法人日本加工食品卸協会
 住 所 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
 代表者の氏名 國分 勘兵衛



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	イッパンシヤダンホウジンニホンカコウシヨクヒンオロシキョウカイ
(1) 名称又は氏名	一般社団法人日本加工食品卸協会他6団体
(2) 事務上の連絡先	住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階 電話番号 03-3241-6568 部署・担当者名 一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事 奥山 則康
(3) 参加事業者等の概要	全国の主要な加工食品卸事業者
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他 (加工食品卸売業) (業) (業) (業) (業)
(5) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場合)	一般社団法人に関する法律（平成18年法律第50号）

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	加工食品全般
(2) 共同行為の内容	<input type="checkbox"/> 1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定 () <input checked="" type="checkbox"/> 5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定 (①外税取引の場合：本体価格と消費税額分を別枠で表示 ②内税取引の場合：税込み価格で表示) <input checked="" type="checkbox"/> 6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 7 その他
(3) 共同行為の実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1 有 → [協議会の設立及び過怠金(10万円以下)の徴収] <input type="checkbox"/> 2 無

3 その他参考事項

4 添付書類

- ① 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類
- ② 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数
1	(一社)日本加工食品卸協会	一般社団法人に関する法律	東京都中央区日本橋本町 2-3-4	國分勸兵衛	133 社
2	中部食料品問屋連盟	—	名古屋市北区名駅 5-18-9 中部飲食料新聞社内	永津邦彦	30 社
3	大阪府食品卸協会	—	大阪府北区菅原町 8-11 大阪海苔会館内	大釜賢一	19 社
4	静岡食品卸同業会	—	静岡市葵区沓谷 5-10-5 ヤマキ内	山口茂	8 社
5	長野県食品問屋連盟	—	長野市南県町 1099 西智ビル日本食糧新聞社長野支局内	原田文彦	8 社
6	神奈川県食品卸同業会	—	横浜市中区羽衣町 2-7-10 関内駅前マクビビル9F 神奈川県分内	高木一夫	10 社
7	新潟県食品卸協会	—	新潟市西区流通センタービル1階新潟リョウショク内	本間孝之	15 社

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「—」と記載すること。

消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書

(目的)

第1条 消費税の引き上げに伴い、加工食品の卸売業者(以下事業者という)は、法の定めるところに基づき消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目的として次の共同行為を行うものとする。

(転嫁方法の決定)

第2条 事業者は、それぞれが自主的に定めている本体価格に(消費税額分を転嫁する前の価格)外税方式か内税方式により、消費税額分を上乗せする。

2. 事業者は、消費税額引き上げ後に発売する新製品についてそれぞれが自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額を上乗せする。
3. 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法として、整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する。

(表示方法の決定)

(外税取引の場合)

第3条 事業者は、外税取引の場合、見積書、納品書、請求書、領収書等については本体価格と消費税額分を別枠で表示する。

(内税取引の場合)

第4条 事業者は、内税取引の場合、価格交渉を行う際は税抜き価格を提示し、見積書、納品書、請求書、領収書等については税込価格とする。

(違反者への措置)

第5条 この協定書の第2条及び第3条、第4条に違反した者に対しては、口頭ないし文書にて厳重に注意し、それに従わない場合は10万円以下の過怠金を課することができる。

(運営の方法)

第6条 この協定を円滑かつ適正に運営するため「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」を設置する。

2. 前項の協議会の運営は、同協議会の議長が当たる。

(附則)

この協定は平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもって解く。))

平成 25 年 11 月 18 日

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4F
一般社団法人日本加工食品卸協会

名古屋市中村区名駅 5-18-9 中部飲食料新聞社内
中部食料品問屋連盟

大阪市北区菅原町 8-11 大阪海苔会館内
大阪府食品卸同業会

長野市南県町 1099 西智ビル 日本食糧新聞長野支局内
長野県食品問屋連盟

横浜市中区羽衣町 2-7-10 関内駅前ビル9F神奈川国分(株)内
神奈川県食品卸同業会

静岡市葵区沓谷 5-10-5 ヤマキ(株)内
静岡食品卸同業会

新潟市西区流通センター3-1-1 新潟リョーシヨク内
新潟県食品卸協会

消費税転嫁・表示カルテル推進協議会「会 則」

(名 称)

第1条 本会は、消費税転嫁・表示カルテル推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 推進協議会は、事務所を日本加工食品卸協会内に置き、推進協議会の決議を経て必要な地に地域協議会を置く事ができる。

(目 的)

第3条 推進協議会は、法の精神に則り、消費税の転嫁を円滑かつ、適正に推進履行されることを目的にして次のことを行う。

(遵守の徹底と指導)

第4条 推進協議会は、「消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る協定書」(以下「協定書」という。)に定める共同行為の条項を遵守することを徹底し、その指導に当たる。

(委員の委嘱)

第4条 推進協議会の委員は、推進母体である日本加工食品卸協会の会長が委嘱する。

(議長、副議長)

第5条 推進協議会に議長 1 人、副議長 1 人以上を置く。

(議長、副議長の選出)

第7条 議長及び副議長は、推進協議会において委員の中から互選により選出する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は共同行為期間までをその任期とする。

(議長、副議長の職務)

第9条 議長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

2. 副議長は、議長を補佐し、あらかじめ議長の定める順序に従い、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠員のときは、その職務を行う。

(推進協議会の招集)

第10条 推進協議会の招集は、議長が招集する。

(違反者の措置)

第11条 推進協議会は、協定書第2条及び第3条、第4条の規定に違反するものに対し、合議により措置を講ずるものとする。

(推進協議会の議決方法)

第12条 推進協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 推進協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第13条 推進協議会は、平成29年3月31日をもって解散する。

附 則

1. この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

平成25年11月18日
一般社団法人 日本加工食品卸協会

「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」委員

(議長)三菱食品株式会社 執行役員商品本部長	宮田 善康
(副議長)国分株式会社 常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長	北見 賢
伊藤忠食品株式会社 執行役員東日本営業本部本部長	青山 裕一
加藤産業株式会社 常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当 東京本部長	破魔 重美
株式会社日本アクセス 取締役副社長執行役員営業管掌	堀井 壯一郎
三井食品株式会社 取締役副社長執行役員社長補佐	松本 裕之
一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事	奥山 則康

平成 25 年 12 月 吉日

(送付小売業団体様)

日本チェーンストア協会 様

日本百貨店協会 様

日本スーパーマーケット協会 様

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 様

日本チェーンドラッグストア協会 様

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 様

一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会 様

東京都中央区日本橋本町 2-3-4

江戸ビル 4 階

一般社団法人 日本加工食品卸協会

会長 國分 勘兵衛

消費税転嫁対策特別措置法に基づく共同行為（カルテル）の申請について

謹啓

貴 様におかれましては、ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会の小売業者様と私ども団体傘下の卸企業とのお取引を通じて、格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて弊協会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、地域食品卸同業会の皆様と連名で「消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為（カルテル）」を公正取引委員会に 11 月 18 日に申請し受理されましたのでお知らせします。

1. 共同行為（カルテル）申請の目的と経緯

前回（平成元年消費税導入時）も弊協会が代表申請団体となって、地域食品卸同業会の皆様と連携して共同行為（カルテル）の申請を行った経緯もあり、中小事業者が 2 / 3 以上を構成し、食品業界で大きな市場規模をもつ弊協会を中心とした加工食品卸業界が、法の定めるところに基づき消費税が公正かつ適正に転嫁されることを目的として消費税増税の運営対応策を統一して表明し、団結することが業界として健全な発展に資すると考え、協定書を策定し共同行為（カルテル）の申請を行うことといたしました。

2. 協定書の共同行為（カルテル）の内容

1) 消費税の価格転嫁の方法に係る共同行為

- ①事業者は、それぞれに自主的に定めている本体価格に（消費税額分を転嫁する前の価格）外税方式か内税方式により、消費税額分を上乗せする。

②事業者は、消費税額引き上げ後に発売する新製品について、それぞれが自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額を上乗せする。

③消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法として、整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する。

2) 消費税の表示の方法に係る共同行為

①外税取引の場合

事業者は、外税取引の場合、見積書、納品書、請求書、領収書等については本体価格と消費税額分を別枠で表示する。

②内税取引の場合

事業者は、内税取引の場合、価格交渉を行う際は、税抜き価格を提示し、見積書、納品書、請求書、領収書等については税込価格とする。

3. 違反者への措置

協定に違反したものに対しては、口頭ないし文書にて厳重に注意し、それに従わない場合は10万円以下の過怠金を課すことができる。

4. 運営の方法

協定を円滑かつ適正に運営するため協会に「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」を設置する。

5. 弊協会と連名申請団体

中部食料品問屋連盟・大阪府食品卸同業会・長野県食品問屋連盟
神奈川県食品卸同業会・静岡食品卸同業会・新潟県食品卸協会

謹白

■本件に対する問い合わせ先
一般社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康
電話 03-3241-6568